

太田市保育士奨学金返済支援制度のご案内

1 はじめに

この保育士奨学金返済支援制度は、太田市内に住所を有し、奨学金を返済しながら市内の、保育所・認定こども園・幼稚園等（以下「保育所等」*1 という）に勤務している方を対象に、申請する年度内に返済する額の1/2（年12万円上限）を補助するものです。

この制度は、太田市内の保育所等の保育士の人材確保が目的ですので、年度の途中で退職した場合はこの制度を利用することができません。

※用語解説

- *1 保育所等：(1)児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
(2)いわゆる認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園
(3)児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業所のうちA型及びB型、同第12項に規定する事業所内保育施設(市の認可施設)
(4)学校教育法第1条に規定する幼稚園
※企業主導型保育施設は該当しません。

2 補助対象者

次に掲げる要件のいずれにも該当する者

- (1)太田市内に居住し、太田市内に住民登録がある方
- (2)本人に、市税(市民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税)や保育料に滞納がないこと。
- (3)市内の保育所等において通年で雇用され、保育士として1日6時間以上かつ月20日以上勤務していること。
- (4)奨学金を利用して保育士資格を取得し、自ら返済していることを示せること。(本人名義の通帳から奨学金の返済がされていることで、自ら返済していることと、年度内の返済金額を確認します。)
- (5)類似の補助制度を受けていないこと。

3 補助額等

補助の条件	
補助対象奨学金	太田市奨学金、ソニック・大雄建設奨学資金、日本学生支援機構奨学金(第一種、第二種)、母子父子寡婦福祉資金貸付金、あしなが育英会、交通遺児育英会奨学金、生活福祉資金貸付事業 他
補助対象額	4月から3月までに自ら返済した額
補助率	返済額の1/2以内(1円未満切り捨て)
補助額	年12万円を限度
補助年数	継続して5年以内

4 募集期間 令和8年4月10日(金)から5月15日(金)

5 申込方法

奨学金返済支援補助金を受けようとする方は、次の書類を提出してください

○申請時必要書類

- (1) 保育士奨学金返済支援事業補助金交付申請書兼返済計画書（様式第1号）
- (2) 雇用証明書（様式第2号）
- (3) 奨学金の貸与を証明する資料（受給者氏名・学校名・貸与期間・貸与額がわかるもの）
- (4) 保育士証の写し（1年目で手元になれば保育士登録済通知書の写しを添付し、保育士証が届き次第速やかにその写しを提出してください）

6 交付決定

令和8年9月頃(見込み)に補助金交付決定通知書をお送りします。

7 交付決定の取消し

年度の途中で退職、市外転出したときや不正手段で交付を受けた場合など、補助対象要件に該当しなくなったときは、交付の決定を取り消します。

8 決定後の手続き

- (1)年度内の返済が完了したら、実績報告書（様式第6号）を提出。
 - ・添付書類…返済証明書又は返済実績を証明すると市長が認めた資料（自ら奨学金を返済していることが示せるものを提出）
- (2)市から交付確定通知書が送付されたら、交付請求書（様式第8号）を提出。

9 補助金の送金 交付確定となった方には、1年分を翌年5月上旬頃に送金します。

10 その他

- ・交付内容が変更したなど、当初の申込内容に異動が生じたとき（婚姻により姓が変わる、市内転居するときなど）は、速やかに市役所こども課に連絡してください。
- ・補助金の交付を受ける者は、この制度の目的を考慮し、太田市の保育の質の向上のため自己研鑽に努めるとともに、同一の保育所等に継続して勤務するよう努めてください。

【Q&A】

Q. パートタイム保育士でも対象となりますか。

A. 勤務条件として、1日6時間以上かつ月20日以上勤務していれば対象となります。

1 1 書類の提出先及びお問い合わせ先

太田市役所 福祉こども部 こども課 入園児童係

住所： 〒373-8718 太田市浜町2番35号 太田市役所3階北側

電話： 0276-47-1943

FAX： 0276-47-1880

E-mail： 020530-2@mx.city.ota.gunma.jp

HP： <http://www.city.ota.gunma.jp/>